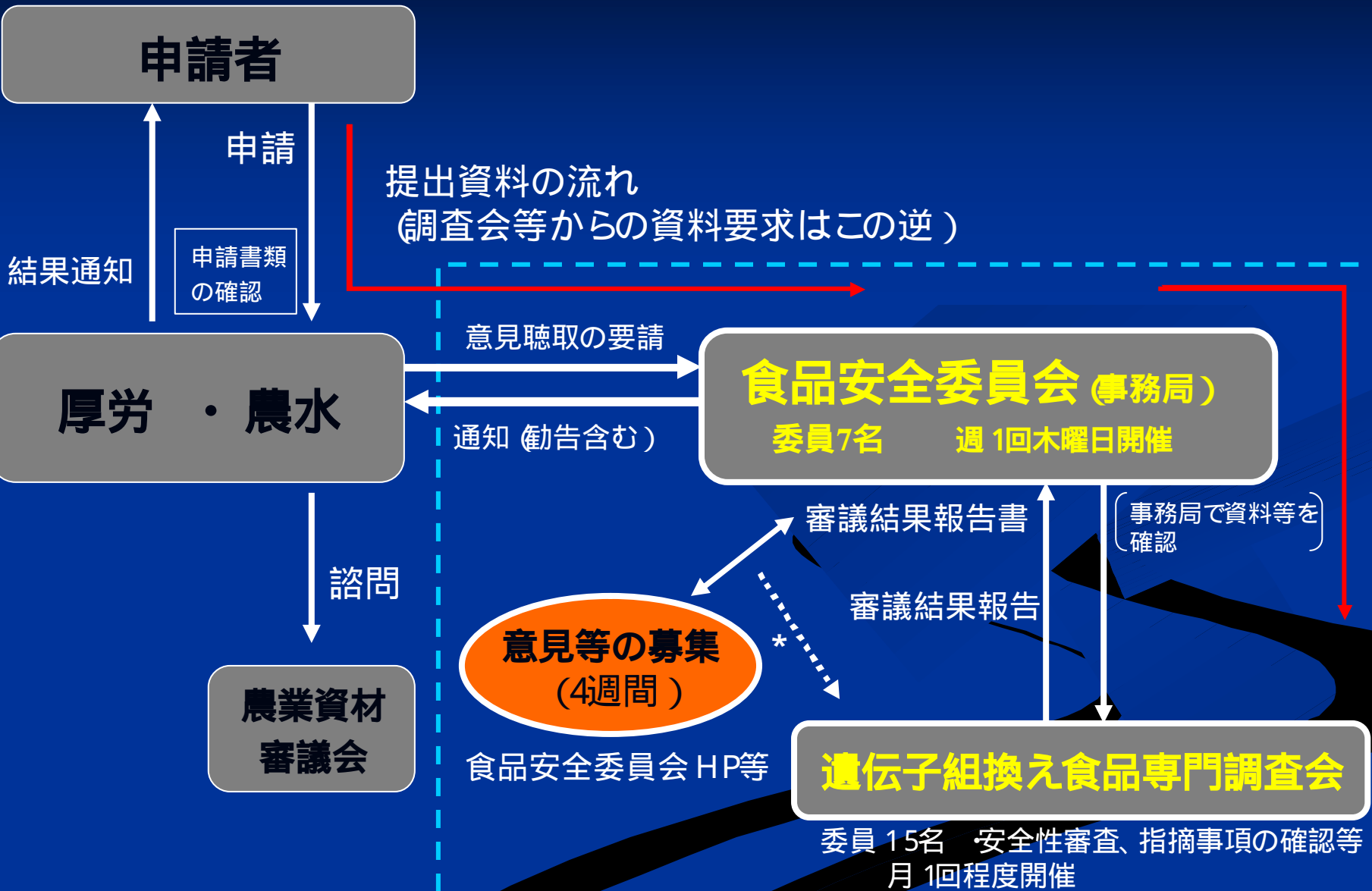


食品安全委員会と 遺伝子組換え食品等



内閣府食品安全委員会事務局
リスクコミュニケーション官 西郷正道
平成18年3月5日

安全性評価手続の仕組み



安全性評価の基本的考え方

最初のステップ

Concept of Substantial Equivalence (実質的同等性の概念)

組換える前の既存の食品と比較しうること。

個別項目毎の評価



組換えDNA技術によって種子植物に付加されることが予想される全ての性質の変化について、その可能性を含めて安全性評価を行う。

意図的・非意図的な影響、発現タンパク質の毒性・アレルギー誘発性の評価等

評価の結果、既存の食品と比較して同程度の安全性を確保

評価ガイドラインの策定状況 (1)

遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準

(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)

遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方

(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準

(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)

評価ガイドラインの策定状況 (2)

■ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）附則）

（平成17年4月28日 食品安全委員会決定）

■ 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方

（平成16年5月6日 食品安全委員会決定）

遺伝子組換え食品等の食品健康 影響評価 (リスク評価) 実施状況

- 評価要請件数 ……43件
(うち評価終了件数 : 32件)
- 遺伝子組換え食品等専門調査会
37回開催

(平成18年3月5日現在)